



**資料 民法成立史一斑（一三・完）：筑波大学
附属図書館蔵「穂積文書」採録**

著者	阿部 徹
雑誌名	筑波法政
巻	27
ページ	185-212
発行年	1999-09-30
URL	http://hdl.handle.net/2241/00155951

民法成立史一斑（一三・完）

——筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」採録——

阿部 徹

第二部 旧法（明治民法）関係資料

三 その他

三八 明治二十六年法典調査会設置以降沿革書類（法律取調委員会）（抄）

◆法典調査会の概要（略）

◆法典調査会ノ設定及ヒ沿革ノ概要

明治二十三年公布ノ法例、民法及ヒ商法ハ学理ニ照シ實際ニ考ヘ缺典ノ多キト其我国俗民情ニ適セサルノ理由ニ基キ石法典ノ修正ヲ行フカ為メ明治二十五年十一月法律第八号ヲ以テ明治二十九年十二月三十一日マテ其施行ヲ延期スル旨ヲ公布セラレタリ是ニ於テ政府ハ翌二十六年三月勅令第十一号ヲ以

テ法典調査会規則ヲ設定シ總裁副總裁各一人主査委員二十人査定委員三十人ヲ任命シ主査委員中ヨリ起草委員ヲ命シ修正案起草ノ任ニ当ラシメ其案成ルニ随ヒ先ツ主査委員会ニ付シ更ニ總會ニ付シテ之ヲ議定セシム二十七年三月勅令第三十号ヲ以テ右規則ヲ改正シ主査委員査定委員ノ區別ヲ廃シ委員ノ定員ヲ三十五人以内トシタリ而シテ明治二十六年五月十二日第一回ノ委員会ヨリ會議ヲ重スル百五十八回ニシテ二十八年ノ末ニ至リ民法中總則、物權及ヒ債權ノ三編ヲ議了シ二十九年一月之ヲ第九回帝國議會ニ提出セリ該案ハ条數七百二十三條ヨリ成ル然ルニ議會ハ一箇條ノ追加ト些少ノ修正ヲ加ヘテ之ヲ可決シ同年四月法律第八十九号ヲ以テ右三編ヲ公布スルニ至レリ然レトモ二十五年法律第八号ノ予定期日マテニ民法商法全部ノ修正ヲ終ルコトヲ得サルニ依リ二十九年十二月二十五日第十回帝國議會開会ノ當日ヲ以テ明治三十一年六月三

十日マテ即チ一ヶ年半ノ間其施行ヲ延期スルノ法律案ヲ提出シ緊急事件トシテ議定ヲ求メ同月二十九日法律第九十四号ヲ以テ之ヲ公布セラレタリ

民法ノ残部即チ親族編相統編ハ明治二十八年九月十四日ヨリ六十九回商法ハ明治二十九年五月二十九日第一回ノ委員会ヨリ百三十二回ノ会議ヲ重ネテ之ヲ議シシ三十年十二月第十一回帝國議會ニ提出セリ此民法中修正案ハ四百十八条ヨリ成リ商法修正案ハ六百六十六条ヨリ成ル然ルニ不幸ニシテ同月二十五日ヲ以テ衆議院ノ解散貴族院ノ停会ヲ命セラレタルカ為メニ両案共ニ帝國議會ノ議ニ上ルニ至ラス

明治三十一年五月前議會ノ提出案即チ民法中修正案（四百一十二条ヨリ成ル）及ヒ商法修正案（六百八十五条ヨリ成ル）ハ更ニ調査審議シテ法例案其他ノ附属法律案即チ民法施行法案、戶籍法案、人事訴訟手続法案、非訟事件手続法案、競売法案、明治六年第三百号布告改正法律案、商法施行法案、國籍法案、供託法案、不動産登記法案、船舶法案、船員法案ト共ニ之ヲ第十二回帝國議會ニ提出セリ然ルニ商法修正案、商法施行法案、國籍法案、供託法案、不動産登記法案、船舶法案、船員法案ハ不幸ニシテ衆議院解散貴族院停会ノ為メ貴族院ノ議定ヲ經タルノミニシテ衆議院ノ議定ニ至ラスシテ止ミタリ然レトモ民法施行法案、法例案、人事訴訟手続法案、非訟事件手続法案及ヒ明治六年第三百号布告改正法律案ハ原案

ノ通り民法中修正案、戶籍法案及ヒ競売法案ハ些少ノ修正ヲ加ヘテ貴衆兩院之ヲ可決シタルニ依リ同年六月二十一日法律第九号乃至第十五号及ヒ同年七月法律第二十一号ヲ以テ之ヲ公布シ而シテ同年六月二十二日勅令第百二十三号ヲ以テ明治三十一年七月十六日ヨリ民法全部及ヒ右附属法律ヲ以テ施行セラレ商法修正案ハ公布セラレザリシヲ以テ三十一年七月一日ヨリ遂ニ旧商法ヲ施行セザルヘカザラサルニ至レリ

明治三十一年十二月前議會ニ於テ議定セザリシ商法修正案、商法施行法案、國籍法案、供託法案、不動産登記法案、船舶法案、船員法案ヲ再ヒ調査審議シ非訟事件手続法改正案、國籍喪失者ノ權利ニ関スル法律案、外國人ノ抵当權ニ関スル法律案ト共ニ第十三回帝國議會ニ提出セリ議會ハ不動産登記法案ニ些少ノ修正ヲ加ヘタルノミニテ他ハ悉ク原案ヲ可決セシニ依リ三十一年二月法律第十五号及ヒ第二十四号ヲ以テ供託法及ヒ不動産登記法ヲ公布シ同年三月法律第四十六号乃至第四十九号、第五十一号、第六十六号、第六十七号及ヒ第九十四号ヲ以テ船舶法、船員法、商法、商法施行法、非訟事件手続法改正ノ法律、國籍法、外國人ノ抵当權ニ関スル法律及ヒ國籍喪失者ノ權利ニ関スル法律ヲ公布シ同年四月勅令第百三十三号及ヒ第百三十四号ヲ以テ商法及ヒ不動産登記法ヲ同年六月十六日ヨリ施行セラレタリ

明治三十一年八月勅令第百八十二号及ヒ三十二年三月勅令第

四十八号ヲ以テ法典調査会規則ヲ改正シ法典及ヒ附屬法令ノ改正又ハ制定ニ関スル事項ヲ起案審議シ其他條約ノ實施ニ必要ナル事項ヲ調査セシムルコトトシ部ヲ置キ之ヲ四個ニ区分シ法典調査会規程ヲ以テ第一部ニ於テハ破産法、保險取締法、船舶登記法第二部ニ於テハ民事訴訟法第三部ニ於テハ刑法、刑事訴訟法第四部ニ於テハ裁判所構成法ヲ起案審議シ猶第四部ニ於テ條約ノ實施ニ必要ナル事項ヲ調査シ其他規程以外ニ於テ行政法規ニ関スル事項ヲ起案審議スルコトト爲シタルニ依リ第一部ニ於テハ三十二年五月船舶登記規則ノ勅令案、小商人ノ範圍ニ関スル勅令案、外國会社ノ支店及ヒ外國人カ設立シタル会社竝ニ組合ニ関スル勅令案、外國保險会社ニ関スル勅令案及ヒ外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ関スル勅令案ヲ起案審議シ同年六月勅令第二百七十号乃至第四百七十三号及ヒ第三百二十七号ヲ以テ右五勅令ヲ公布セラレタリ

明治三十三年二月保險業法案(百十七條ヨリ成ル)ヲ第十四回帝國議會ニ提出セシニ議會ハ其第三條及ヒ百十七條ヲ削除シ外ニ些少ノ修正ヲ加ヘテ可決シタルヲ以テ同年三月法律第六十九号ヲ以テ公布セラレタリ其結果トシテ三十二年勅令第二百七十三号即チ外國保險会社ニ関スル勅令ノ改正案ヲ起案審議シ三十三年九月勅令第三百八十号ヲ以テ之ヲ公布セラレタリ

第三部ニ於テハ刑法及ヒ刑事訴訟法ノ改正事業ヲ司法省ヨリ受継キ養二司法省ニ於テ審査シタル案ニ基キ更ニ起草委員ヲ命シ改正案起草ノ任ニ當ラシメ案成ルニ從ヒ委員會ニ付シ議定セシム而シテ刑法改正案ハ三十二年五月三十日第一回ノ委員會ヨリ會議ヲ重ヌルコト四十一回ニシテ三十三年三月議了(此案三百八條ヨリ成ル)セリト雖モ第十四回帝國議會ノ會期ハ既ニ閉会ニ近ツキタルヲ以テ此改正案ヲ議定スルノ余日ナキモノト認メ其提出ヲ止メタリ

右議了ノ刑法改正案ヲ更ニ調査審議シ整理會議ヲ重ヌルコト五回ニシテ之ヲ議定シ三十四年二月第十五回帝國議會ニ提出セリ(此案三百條ヨリ成ル)貴族院ハ該案ヲ特別委員會ニ付シ綿密ナル逐條審議ヲ試ミタルカ爲メニ多クノ時日ヲ費シ且ツ不幸ニシテ同院停会ヲ命セラレ會期切迫シタルニ因リ議定ニ至ラスシテ止ミタリ

刑事訴訟法改正案ハ三十三年三月二十九日第一回ノ委員會ヨリ會議ヲ重ヌルコト七十三回ニシテ一應之ヲ議定シ司法大臣ヲ經テ裁判所、檢事局及ヒ弁護士會ノ意見ヲ徵集スルコトト爲レリ該意見到達ノ上ハ之ヲ參酌シテ再ヒ調査審議ヲ爲ス予定ナリ

第四部ニ於テハ部會外ニ主査會ナルモノヲ設ケ起草委員ノ起案ニ就キ一應主査會ニ於テ調査シ然後部會議ニ付スル方法ニテ行政裁決及ヒ行政裁判權限法案、行政裁決手續法案、行

政裁判所構成及ヒ行政裁判手続法案及ヒ権限裁判法案ヲ起案
審議シ三十二年十月三日ヨリ主査会ヲ開クコト四十八回部会
議ヲ重ヌルコト四十九回ニシテ之ヲ議定シ第十五回帝國議會
ニ提出ノ準備中貴族院停会ヲ命セラレ会期切迫シタルカ為メ
ニ提出ニ至ラスシテ止ミタリ

猶目下起案又ハ審議中ニ屬スルモノ第一部ニ於テハ破産法第
二部ニ於テハ民事訴訟法第四部ニ於テハ裁判所構成法ナリ

◆法典調査会規則ノ制定及ヒ変更〔略〕

◆法典調査規程ノ制定及ヒ変更〔略〕

◆法典調査会総裁副総裁及ヒ委員ノ任免〔略〕

◆法典調査会委員ノ部屬〔略〕

◆法典調査会起草委員及ヒ整理委員ノ担任〔略〕

◆法典調査会議定ノ提出法案ニ対スル帝國議會ノ修正

民法

目次第三編第二章第十二節「会社」トアリシヲ「組合」ト
修正ス

第十二条第一項第七号「遺贈若クハ贈与」ヲ「贈与若クハ
遺贈」ト二個所修正ス

同第九号「第六百一条」ヲ「第六百二条」ト修正ス

第二十七條第三項「必要ナリ」トアリシ「ナリ」ノ二字ヲ
削除ス

第三十條第一項「十年」トアリシヲ「七年」ト修正ス

第三十六條第一項「行政区劃」ヲ「行政区画」ト修正ス

第三十八條第一項第六十一條第二項及ヒ第六十九條中「四
分三」「五分二」ヲ「四分ノ三」「五分ノ一」ト修正ス

第七十條第二項ヲ追加ス

第八十四條第二号ニ「第五十一條ノ規定ニ反シ財産目錄若
クハ社員名簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ為シタルト

キ」トアリシヲ現行法ノ如ク修正ス

第一百四十一條第三項トシテ「法定又ハ慣習ノ取引時間アル
トキハ末日ノ取引時間ノ終了ヲ以テ期間ノ滿了トス」トア

リシヲ削除ス

第一百四十九條「請求ハ」ノ下「訴ノ」ノ二字ヲ追加ス

第一百六十一條「当リ」ヲ「当タリ」ト修正ス

第一百六十七條「所有權以外ノ財産權ハ二十年間之ヲ行ハサ
ルニ因リテ消滅ス」トアリシヲ現行法ノ如ク修正ス

第一百六十八條「前條ノ期間ハ定期金ノ債權ニ付テハ第一回
ノ弁済期ヨリ之ヲ起算ス但債權者ハ時効中断ノ証ヲ得ル為

メ何時ニテモ債務者ノ承認書ヲ求ムルコトヲ得」トアリシ
ヲ現行法ノ如ク修正ス

第一百七十一條「弁護士ハ」ノ下「裁判」トアリシヲ「事件
終了」ト修正ス

第一百七十三條第一号「但其買主ノ商業ニ関スルモノハ此限
ニ在ラス」ノ二十字ト第二号ノ「但其注文者ノ商業ニ関ス

ルモノハ此限ニ在ラス」ノ二十一字ヲ削除ス

第九百九十五條「二十日」トアリシヲ「一个月」ト修正ス

第二百十八條「所有者ハ」ノ下ニ「直子ニ」ノ三字ヲ加ヘ

「工作物ヲ」ノ下「疆界又ハ其近傍ニ」ノ八字ヲ削除ス

第二百四十條及ヒ第二百五十三條第二項「六个月」ヲ「一年」ト修正ス

第二百四十一條「前條ノ規定ハ埋藏物ニ之ヲ準用ス」トアリシヲ「埋藏物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル

後六个月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ発見者其所有者權ヲ取得ス」ト修正ス

第二百四十八條「第七百二條及ヒ第七百三條」ヲ「第七百

三條及ヒ第七百四條」ト修正ス

第二百六十八條第二項及ヒ第二百七十八條第一項「十年以

上」トアリシヲ「二十年以上」ト修正ス

第二百九十一條「第六百七十七條」ノ下「第二項」ノ三字ヲ

追加ス

第三百四條第一項「債務者ノ」トアリシヲ「債務者カ」ト

修正ス

第三百四十九條ヲ追加シ以下順次繰下ク

第三百六十四條第一項「第四百六十六條」ヲ「第四百六十

七條」ト修正ス

同條ニ第二項ヲ追加ス

第三百六十五條「社債ノ」上「株式又ハ」トアリシ四字ヲ

二个所削除ス

第三百七十條「第四百二十三條」ヲ「第四百二十四條」ト

修正ス

第三百七十一條第一項及ヒ第三項ニ「第三百八十條」ヲ「第

三百八十一條」ト修正ス

第三百七十二條「第三百五十條」ヲ「第三百五十一條」ト

修正ス

第三百七十四條ニ「最終」トアリシヲ「最後」ト修正ス

第三百七十八條「第三百八十一條乃至第三百八十三條」ヲ

「第三百八十二條乃至第三百八十四條」ト修正ス

第三百八十一條「第三百七十七條」ヲ「第三百七十八條」

ト修正ス

第三百八十二條第三項「第三百七十七條」ヲ「第三百七十

八條」ト修正ス

第三百八十四條第二項「十分一」ヲ「十分の一」ト二个所

修正ス

第三百八十七條「第三百八十一條」ヲ「第三百八十二條」

ト修正ス

第三百九十五條「第六百一十條」ヲ「第六百一十條」ト修正ス

同條ニ但書ヲ追加ス

第四百二十六條「第四百二十三條」ヲ「第四百二十四條」

ト修正ス

第四百三十条「第四百三十三條乃至第四百三十九條」ヲ「第四百三十四條乃至第四百四十條」ト修正ス

第四百四十一条「運帶債務者」ノ下「同」トアリシヲ「ノ全員」ト修正ス

第四百五十五条「第四百五十一条及ヒ第四百五十二条」ヲ「第四百五十二条及ヒ第四百五十三条」ト修正ス

第四百五十六条「第四百二十六條」ヲ「第四百二十七條」ト修正ス

第四百五十八条「第四百三十三條乃至第四百三十九條」ヲ「第四百三十四條乃至第四百四十條」ト修正ス

以下倣之
第四百八十二条「代へ」ノ下ニ「テ」ノ一字ヲ追加ス

第五百二十条ニ但書ヲ追加ス
第五百五十五条「或權利」トアリシヲ「或財産權」ト修正ス

第五百八十条ニ「五年」トアリシヲ「十年」ト「二年」トアリシヲ「五年」ト修正ス

第六百四条ニ个所ニ於テ「十年」トアリシヲ「二十年」ト修正ス

第六百七条第一項第二号「一个月」トアリシヲ「三个月」ト修正ス

第六百三十七條ニ二項ヲ追加ス

第六百五十條第二項「受任者カ」ノ下「委任事務ヲ処理スルニ」ノ十字ヲ追加ス

第十二節「会社」ヲ「組合」ト改ム
第六百六十七條乃至第六百八十八條ニ「会社」トアリシヲ

「組合」ト「社員」トアリシヲ「組合員」ト「退社」トアリシヲ「脱退」ト「退社員」トアリシヲ「脱退シタル組合員」ト修正ス

第八百十三條第四号「配偶者カ」ノ下「偽造、賄賂、猥褻、窃盜、強盜、詐欺取財、受寄財物費消、贓物ニ関スル罪若クハ刑法第七十五条、第二百六十條ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ処セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ」ノ七十

五字ヲ追加ス

競売法・戶籍法・不動産登記法・保險業法・国籍法〔略〕

◆明治三十五年四月一日桂總裁尾崎、三浦、波多野、穗積（陳重）、奥田、横田、長谷川、富井、井上、穗積（八束）、道家、馬場、三好、村田、都筑、上方、水野、小宮、木、

有松、岡田、菊池、高木、重岡、江木ノ各委員罷免

明治三十六年三月十九日勅令第二十四号ヲ以テ法典調査會規則ヲ廢止セラレ同年四月一日ヨリ施行スル旨同年三月二十日ノ官報ヲ以テ公示

明治三十六年四月八日倉富、吉賀、石渡、河村、田部、前

田、富谷、松岡、谷野氏ニ残務取扱員ヲ命セラレ梅、岡野、仁井田氏ニ同取扱ヲ囑託セラレ同時ニ事務囑託田中正身同井上俊雄ノ兩名残務委員附屬ヲ命セラレ

注(1) 標記に関する謄写版刷、和綴じの文書。手書きの部分も若干ある。作成時期等は不明。第一葉右下に「井上」の押印がある。

(2) 次項から「帝國議會ノ修正」までの項目、覽。

(3) 標記に関する明治二六年勅令一〇号、同六五号、同二七年勅令三〇号、同三二年勅令一八号、同三三年勅令四八号の全文、合わせて、改正箇所を朱書で対照させた条文が付記されている。右の勅令は、福島正夫編『穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業』(昭和四二年)民法成立過程研究会、同編『穂積陳重立法関係文書の研究』(平成元年)信山社、所収。一三三頁以下にまとめて収録されている。また、勅令一〇号・六五号および対照条文の一部は、法務大臣官房司法法制調査部監修『旧民法編纂沿革ほか』(日本近代立法資料叢書28)〔昭和六一年)商事法務研究会〕四〇頁以下、四二頁以下に収録されている。

(4) 法典調査規程(明治二六年四月二七日。全三三條)、法典調査会規程(明治三二年八月二日。全五條)および

び同改正(明治三三年三月二八日、同六月一日、同三四年七月二〇日)の全文、合わせて、法典調査会部長事務規程(全六項)および法典調査会幹事事務規程(全三條)が付記されている。このうち、前者は、福島正夫編『明治民法の制定と穂積文書』(昭和三二年)有斐閣、同編『穂積陳重立法関係文書の研究』(平成元年)信山社、収録。一八頁以下、同編・前出(注3)『穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業』一八頁以下、法務大臣官房司法法制調査部監修・前出(注3)『旧民法編纂沿革ほか』一〇頁以下に収録されている。また、後者(事務規程)は、右『旧民法編纂沿革ほか』二二頁、二五頁に収録されている。

(5) 標記に関する年次別、覽。福島編・前出(注3)『穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業』二二七頁以下、法務大臣官房司法法制調査部監修・前出(注3)『旧民法編纂沿革ほか』四五頁以下とは、体裁・記載内容ともに若干の相違がある。

(6) 標記に関する年次別、覽。明治三二年八月から明治三四年七月までのもの。福島編・前出(注3)『穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業』一三〇頁以下、法務大臣官房司法法制調査部監修・前出(注3)『旧民法編纂沿革ほか』四八頁以下とは、体裁・記載内容

ともに若干の相違がある。

(7) 標記起草委員・整理委員の法令別一覽。時期は記載されていない。福島編・前出（注3）『穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業』一二九頁以下より詳細。

(8) 見出しはついていない。この項からは手書きになつてゐる（司法省用箋、一三行野紙紙使用）。明治三六年勅令二四号の全文も付記されている。

なお、この後に「改正刑法成立ノ経過概要」「刑事訴訟法改正ニ関スル沿革ノ概要」と題する二項目が続いている。

三九 民法中改正法律案

明治三十二年一月十六日提出 衆第二六号

民法中改正法律案

右成規ニ拠リ提出候也

明治三十二年一月十六日

提出者 利光鶴松 伊藤徳三 島田三郎 後藤文一郎
田口卯吉 鈴木摠兵衛 藤澤幾之輔 花井卓藏
賛成者 河野廣中 井上角五郎 藤金作 石田貫之助

富永隼太 田村順之助 稲垣示 青（二または三字不明） 中田彌平 門脇重雄 戸狩權之助 齋（二または三字不明） 重野謙次郎 大塚常次郎 上條謹一郎 關信之助 永江純一 五十野讓 金井貞 根本正 新井啓一郎 新井章吾 小田貫一 武石敬治

明治二十九年法律第八十九号民法中左ノ通改正ス

第七百九条ニ左ノ但書ヲ加フ

但失火ハ此限ニ在ラス

理由

第一 民法施行法第六十一条ニ於テ刑法附則第五十四条乃至第六十条ヲ削除シタルノ結果過失ニ由リテ火ヲ失シ他人ノ家屋財産ヲ燒毀シ若シクハ身体生命ヲ傷害シタル者ハ民法第七百九条以下ノ規定ニ依リ損害賠償ノ責ニ任スルコトトナレリ是レ全ク立法当局者想像以外ノ結果ナレハ速カニ之レカ善後ノ策ヲ建ツルヲ要ス

第二 我国古来ノ慣習ニ於テ失火ハ其人ノ不幸トシテ人皆之レヲ弔慰スルノ有様ナリ刑法附則第五十九条ニ於テ特ニ但書ヲ設ケ以テ失火ヲ例外ニ置キタルハ全ク古来ノ慣習ニ基クモノニシテ決シテ偶然ニアラサルナリ然ルニ今遽ニ之レヲ削除シ失火ニ関シテ一般損害賠償ノ原則ヲ適用セント試

ルハ我國古來ノ慣習ヲ度外視スルモノニシテ立法上穩當ノ措置ニアラス

第三 又更ニ人情ノ点ヨリ觀察スルニ家宅ハ人ノ城廓ナリ生活ノ中心ナリ一朝灰塵ト化ス自己ノ過失ニ依ルトハ云ヘ人生ノ不幸之ニ過クルナシ然ルニ尚其過失ヲ酷咎シ類焼者ニ對シ損害賠償ノ責アリトスルハ豈人情ノ忍フ所ナランヤ

第四 火災ハ人ノ最モ恐ルル所ナリ隨テ人ノ之ニ注意スルコトモ亦最モ周到ナリ然レトモ尚且火災ノ難ニ罹ルヲ免レサル所以ハ他ナシ蓋シ火災ノ原因タルヤ常ニ意外ノ事情ニ基因シ始ント予想ノ及ハサルモノ多シ故ニ失火ヲ損害賠償ノ原因トナスハ難ヲ人ニ責メストノ法理ニ反スルモノト謂フヘシ

第五 法律ノ目的ハ社会ノ安寧ヲ保護スルニ在リ然ルニ失火ヲ損害賠償ノ原因トナスニ於テハ人常ニ危懼ノ念ヲ懷キ社会ノ安寧ヲ保護スヘキ法律ハ却テ社会ノ安寧ヲ攪乱スルニ至ル

第六 我邦家屋ノ構造ハ木造最モ多キニ依リ火災發生シ易ク且延焼シ易シ一朝火ヲ失スルトキハ其災害ノ波及スル程度殆ント予知ス可ラス故ニ若シ失火ヲ損害賠償ノ原因トナスニ於テハ如何ナル富豪ト雖モ忽チ倒産ノ厄ニ陥ルヲ免レス第七 凡ソ法律上ノ制裁ハ犯罪(准犯罪モ包含ス)ト權衡ヲ保ツヲ要ス犯罪ト制裁ト權衡ヲ保ツトキハ能ク社会ノ安寧

ヲ維持シ犯罪ト制裁ト權衡ヲ失スルトキハ却テ社会ノ安寧ヲ紊乱ス故ニ若シ輕微ナル過失ニ對シ至重ノ制裁ヲ加フルノ外道ナキ場合ニハ寧ろ制裁ヲ加ヘスシテ其過失ヲ不問ニ附スルヲ可ナリトス失火ヲ損害賠償ノ原因トナストキハ輕微ナル過失ニ對シ最大至重ノ制裁ヲ加フルノ結果ヲ生スルコト前項説明ノ如シ

第八 本員等カ改正案提出ノ理由ハ略前陳ノ如シ然ルニ說ヲナシテ曰火災ハ人ノ不幸ナリ之ニ乘シテ損害賠償ノ要求ヲ為スカ如キコトハ實際ニ於テナカル可シ故ニ民法ヲ改正スルニモ及ハサルニアラスヤト此說一理ナキニアラス然レトモ我國ハ既ニ不文律ノ域ヲ去リ進ンテ法典ヲ編製シ且之レヲ實施セリ實際要求スルモノナカル可シトノ空想ヲ恃ムヘキニアラサルナリ我臣民ノ忠愛ナルモ尚刑法ニハ不敬罪ノ規定アルニアラスヤ我同胞ノ孝悌ナルモ尚民法ニハ扶養ノ義務ヲ認メタルニアラスヤ苟モ法典ヲ編製シ人民ノ權義ヲ確定スルノ主義方針ヲ採用セシハ固ヨリ如此クセサル可カラス是レ本員等カ或人ノ說ニ服セサル所以ナリ

第九 普通ノ失火ヲ損害賠償ノ原因トナササル理由ハ既ニ充分説明シタリ然ルニ重過失ニ由リ火ヲ失シタル場合又ハ汽車汽船其他電気工場等ノ如キ危險ナル營業者カ法令又ハ警察規則等ヲ遵守セズシテ火ヲ失シタル場合ノ如キモ尚之レヲ不問ニ附スルハ稍穩當ナラサルノ感ナキニアラス然レト

モ又退テ考フルニ重過失ノ場合若クハ法令警察規則等ヲ遵守セサル場合ハ單純ナル過失ノ場合ニ比シ其情状重キニモセヨ程度ノ予想セラレサル無限ノ損害ニ對シ賠償ノ責任ヲ負ハシムルハ慣習人情ニ適合セス又不責難ノ原則安寧保護ノ目的ニ背反シ而シテ制裁ト犯罪（即准犯罪）ト其權衡ヲ保ツ能ハサルハ毫モ單純ナル過失ノ場合ト異ルナシ故ニ改正案ニ於テハ多少情状ニ輕重アルニモ拘ハラズ單純ナル過失ノ場合ト重過失ノ場合若クハ法令警察規則等ヲ遵守セサル場合トヲ區別セス均ク損害賠償ノ責ニ任セサルコトトセリ

第十 終ニ一言スヘキコトアリ民法上失火ノ責任ヲ免除シタリト雖モ是ヲ以テ我民法ハ余ク失火ヲ不問ニ措クモノト速了ス可ラス現ニ刑法第四百九条同第四百十條ニハ失火ニ對スル刑罰ヲ規定シアリ本員等ハ民法上失火ノ責任ヲ免除スルト共ニ大ニ刑法上失火ノ刑罰ヲ嚴ニシ且其刑罰ノ範圍ヲ廣クシ以テ一般失火ニ對スル注意ヲ促シ特ニ重過失ニ依リテ火ヲ失スル者法令警察規則等ヲ遵守セスシテ火ヲ失スル者等ヲ警戒セント欲スルナリ

第十一 請願委員會ハ前ニ失火ニ對シ例外ヲ設クルノ請願ヲ是認シ之レヲ議院ニ報告シ同時ニ政府ニ送附シタリ此問題タル全ク立法權ノ範圍ニ屬シ而シテ議院ハ提案ノ權ヲ有スルニ依リ業已ニ其請願ヲ是認シタル上ハ政府ノ提案ヲ待ツ

ヲ要セス自ラ進テ民法ヲ改正スヘキハ議院当然ノ權能ニシテ亦實ニ其職責ヲ全フスル所以ナリ
以上ノ理由ニ依リ茲ニ本案ヲ提出ス

注（一） 活版印刷。改正条文案左側ノ余白に左記のような朱筆での書込みがある。「理由」中の傍点（朱書）も後の書込みである。

- 一 但失火ニ因ル損害ハ此限ニ在ラス
- 一 但失火ノ場合ハ此限ニ在ラス
- 一 失火ノ責任ニ関スル法律案

民法第七百九条ノ規定ハ失火（ニ因リテ損害ヲ生シタル）ノ場合ニ之ヲ適用セス」

なお、本提案當時の事情につき、澤井裕「失火責任の法理と判例」（平成元年 有斐閣）四頁参照。

四〇 民法及戸籍法ニ関スル修正意見（抄）

一 父カ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立シタル等ノ場合ニ於テ子ハ之ニ随ヒテ他家ニ入ルコトヲ得ル相当ノ規定ヲ設クルコト

理由

夫カ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立シタルトキハ妻ハ之ニ随ヒテ他家ニ入ルノ規定（民法七四五）アルニ拘ラス子ニ付テ

ハ民法第七百五十条、第七百六十三条、第七百六十四条等ノ外父ニ随ヒテ其家ニ入ルノ規定ナキヲ以テ父カ分家ヲ為シタル場合等ニ於テ子ヲ其家ニ入レントスルニハ民法第七百三十七条親族入籍ノ一般ノ手続ニ依ラサルヘカラス右ハ徒ニ其手続ヲ煩ナラシムルニ止リ実益ナキノミナラス子カ意思能力ヲ有スルニ非サレハ入籍ノ手続ヲ為スヲ得サルヲ以テ前ニ生レタル嫡出ノ子ヲシテ相続順位ヲ失ハシムルカ如キ不都合アリ本邦ノ慣習ニ悖ルモノナルヲ以テ相当ノ規定ヲ設クルノ要アルモノト認ム

二 單身戸主死亡シ其相続財産ナキカ又ハ極メテ僅少ニシテ手続ノ費用ヲ償フニ足ラスト認メラルル場合ニ於テハ相続人曠缺ノ手続ニ依ラス別ニ簡易ノ方法ニ依リ処分ヲ為スコトヲ得ルノ規定ヲ設クルコト

理由

相続財産ナキ場合ニ於テハ管理人カ其手続ヲ為スニ付キ要シタル失費其他自己ノ勞務ニ対スル報償ヲ受クルヲ得ス加之民法第一千五百七条ノ公告費用ノ如キハ管理人ニ於テ立替ヲ要スルニ拘ラス遂ニ弁償ヲ受クルノ途ナキヲ以テ何人モ管理人タルヲ許諾スルモノナク其選任甚タ困難ニシテ到底其手続ノ速了ヲ望ム能ハス而シテ此手続ヲ了スルニ非サレハ絶家ノ処分ヲ為ス能ハサルヲ以テ戸籍ノ整理上不都合ヲ生スルヲ免レス故ニ相続財産ナキカ又ハ極メテ僅少ニシテ

手続ノ費用ヲ償フニ足ラサルカ如キ場合ニ於テハ相続人曠缺ノ手続ニ依ラス別ニ簡易ノ方法ニ依リ処分シ得ルノ規定ヲ設クルノ要アルモノト認ム

三 民法施行前絶家ト為リタル家ノ遺産ニシテ市町村長又ハ親族等ノ保管中ニ在ルモノ若ハ其保管者ヨリ絶家再興者ニ移付セラレタルモノハ民法ノ規定ニ依ラス其絶家再興者ニ取得セシムルヲ得ルノ規定ヲ設クルコト

理由

民法施行前絶家ト為リタル家ノ遺産ニ付テモ民法施行法第九十二條ニ依リ民法第一千五百一十一條以下ノ規定ヲ適用シ相続人曠缺ノ手続ヲ為シ其相続人ナキ場合ニ於テハ国库ニ帰属スルコトト為ルト雖モ民法施行前絶家ノ遺産ニ付テハ地方ニ因リ取扱方ヲ異ニシ内務司法兩省ノ伺指令アリト雖モ固ト成法ニ非サルカ故ニ各地ヲ通シテ一様ノ取扱ニ出テシムルヲ得ス往々親族若ハ組合等保管者ノ協議ヲ以テ再興者ニ移付スルノ取扱ニ出テタルモノナキニアラス然ルニ民法施行後ニ於テ総テ新法ノ規定ニ依リ相続人曠缺ノ手続ヲ為サシメ其相続人ナキトキハ国库ヘ帰属セシムルモノト為スハ充當ヲ欠クモノト云ハサルヲ得ス況ンヤ已ニ再興者ニ移付セラレテ其占有ニ属スルモノアルニ於テヤ故ニ民法施行前ノ絶家ノ遺産ニ付テハ民法ノ規定ニ依ラス其絶家再興者ニ取得セシムルコトヲ得ルノ規定ヲ設クヘキモノト認ム

四 戸籍法中ニ法律ノ規定ニ違反シタル届出等ニ因リ為シタル誤謬ノ登記ヲ取消スコトヲ得ル手續ヲ定ムルコト

理由

身分登記ハ法律ニ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外之ヲ取消シ又ハ変更スルコトヲ得サルハ戸籍法第十七条ノ規定スル処ニシテ其之ヲ取消シ得ヘキ場合ハ同第七十六條、第二百二十四條、第三百三十六條等ノ如ク之ヲ限定シアルヲ以テ届出事件カ法律ノ規定ニ違反シ又ハ法律上ノ届出人ニ非サル者ノ届出ニ因リ為シタル誤謬ノ登記等戸籍法中取消ノ規定ナキモノハ之ヲ取消スコトヲ得ス誤謬ノ登記ヲ其假ニ為シ置クノ不都合アリテ身分登記ノ確実ヲ失フニ至ルヲ以テ此等ノ場合ニ関シ相当取消ノ規定ヲ設クルノ必要アルモノト認め五 非本籍地又ハ所在地ニ於テ身分ニ関スル届出ヲ為ス場合ニ届書記載事項ノ確実ヲ保スル為メ相当ノ手續ヲ設クルコト

理由

本籍地戸籍吏カ非本籍地ノ戸籍吏ヨリ届書ノ送付ヲ受ケ之カ登記ヲ為スニ当リ其届出事項カ戸籍ニ符合セサル場合ニ於テハ其届書ハ之ヲ受理スヘカラサルモノトシ相違ノ点ヲ指示シテ送付ヲ為シタル戸籍吏ニ返戻シ其戸籍吏ハ既ニ登記済ノ事項ナルニ付キ戸籍法第四十条ノ手續ニ依リ届出人ヨリ登記変更ノ申請書ヲ差出サシメ之ニ依リテ前ニ為シタ

ル登記変更ノ手續ヲ了シ然ル後本籍地ノ戸籍吏ハ更ニ前届書及登記変更ノ申請書ノ送付ヲ為シ本籍地ノ戸籍吏ハ之ヲ受ケテ始メテ登記ノ手續ヲ了セサルヘカラス然ルニ此等往復ニ要スル手續少ナカラサルノミナラス変更ノ手續ヲ為スマテノ間ニ於テハ本籍地ト非本籍地トニ於テ身分關係ヲ異ニスルノ不都合ヲ生シ且其間或ハ届出人カ居所ヲ變更スル等ノコトアリテ通知ヲ為スコト能ハス又ハ通知ヲ為スモ變更ノ手續ヲ為ササル者等アリテ遂ニ登記ノ手續ヲ了スル能ハサルカ如キ場合ヲ生スルコトアリ又假令此場合ニ於テ本籍地戸籍吏ハ錯誤ノ假登記ヲ為シ然ル後前記變更登記ノ手續ヲ為スコトトスルモ其手續ノ為メニ要スル手数ハ同一ニシテ其居所ノ變更等ニ因リ通知ヲ為スコト能ハス又ハ通知ヲ為スモ變更ノ手續ヲ為ササル者アルニ於テハ錯誤ノ登記ヲ訂正スルノ途ナキ又前者ト異ナルナシ故ニ此場合ノ手續ニ関シ相当ノ規定ヲ設クルノ要アルモノト認め

以上ノ外戸籍法中身分ニ関スル届書ノ記載事項等ニ関シ修正ヲ要スル点多々アリト雖モ戸籍法全体ノ改正ニ涉ルヲ以テ一々列記セス

注(一) 司法省用箋(三行罫紙)使用、手書きの文書。起

案者・作成時期等不明。第一葉右端中央に「倉富」
「河村」、同下部に「南村」「竹井」の押印がある。

(2) この後に別紙の形で、意見各項目に關連する以下の参照例が綴じ込まれている(本文は省略)。

第二項關係

田辺区裁判所監督判事伺(三十二年七月二十七日付)に對する民刑局長回答(三十二年八月二十七日付)

第三項關係

岡崎屬裁判所監督判事質疑(三十二年四月二十七日付)に對する民刑局長回答(三十二年五月五日付)

司法省達 丁第四一號(明治三十二年二月二十六日付)

司法省訓令 第一〇號(明治三十二年七月二十四日付)

司法省訓令 第五號(明治三十二年七月二十日付)

司法省訓令 第一七號(明治三十二年七月七日付)

第四項關係

福岡地方裁判所問合(三十二年二月二十三日付)に對する民刑局長回答(三十二年一月三日付)

鳥取区裁判所監督判事問合(三十二年二月二十二日付)に對する民刑局長回答(三十二年四月二十二日付)

第五項關係

第五項關係

大坂控訴院管内地方裁判所長代表者・京都地方裁判所長照會(三十二年三月二十四日付)

千葉区裁判所監督判事具申(三十二年四月二十二日付)に對する民刑局長通牒(三十二年五月二十六日付)

四一 民法中改正意見要旨類集(略)

「活字本」A5版、一八八頁。各地の控訴院長・裁判所長・検事長・検事正・弁護士会等から出された民法改正意見の要旨を逐条的にまとめたもの。刊行の主体・時期等は不明。対象は民法全般に及ぶが、親族・相続關係が大部分を占める。家庭裁判所設置の意見も付されている。

四二 臨時法制審議會諮問第一号主査委員會日誌(略)

「標記委員會の第一回(大正八年二月三日開催)から第七回(大正九年六月一日開催)までの議事要旨(第二回および第四回分は欠落)。謄写版刷、計、八〇丁。製本されている。」

第三部 その他

一 不動産登記法關係

四三 不動産登記法(略)

「活版印刷」B5版大。目次一頁、本文五九頁。不動産登記法全一五六条の案文。目次の頁に「明治三十一年三月三十日配布」と印刷されている。」

四四 不動産登記法案（略）

『活版印刷』B5版大。目次一頁、本文五二頁。不動産登記法案（五八条の案文。表紙右肩に「政第四号 明治三十一年五月十九日配布」とあり、さらに同日付で「勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス」との頭書のもと、内閣総理大臣伊藤博文以下、大臣一〇名の記名がある。福島正夫教授によると、明治三十一年五月第二帝國議會提出案である（同編「穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業」（昭和四二年）民法成立過程研究会「同編『穂積陳重立法関係文書の研究』（平成元年 信山社）所収」五四頁）。

四五 不動産登記法案参考書（略）

『活版印刷』B5版大、五頁。不動産登記法案の要旨、明治十九年登記法の主な修正箇所およびその理由を三項目に分けて述べたもの。条文の記載はないが、資料四四に対応するものようである。刊行の主体・時期等は不明。

四六 不動産登記法案（Ⅱ）（略）

『活版印刷』B5版大。目次一頁、本文五七頁。不動産登記法案（六四条の案文。目付等の記載はない。福島正夫教授によると、明治三十一年二月第二帝國議會提出案である（同編・前出〔資料四四〕『穂積陳重博士と明治・大正期の立法

事業』（五四頁）。

四七 不動産登記法中改正法律案参考書（略）

『活版印刷』A5版大。不動産登記法案、二カ条（条文の記載はない）につき参照例（法規・達・訓令等を含む）を引用した部分（「改正法律案参照法規」と題する 全一五頁）と、「登記簿雛形及記載例」から成る 刊行の主体・時期等は不明。表紙に「秘」の押印がある。

二 戸籍法関係

四八 戸籍法中改正法律案参考書（略）

『活版印刷』A5版大、一四三頁。戸籍法改正案に関する参考資料。大正元年一月印刷。刊行主体は不明。戸籍法（明治三年 法律二二号）の改正箇所を逐条的に示した「改正法律案条項挿入戸籍法」のほか、「現行法及改正法律案条文対照」「改正法律案参照法規」「改正法律案ニ依ル戸籍ノ様式及記載例」を収める。

四九 戸籍法改正法律案（略）

『活版印刷』A5版大、八七頁。戸籍法改正案（全一八一条）。大正二年九月印刷。表紙に「議民甲六号」「総会議案」の押

印〔甲六〕は書込み)、および「秘」の押印がある。〕

五〇 戸籍法改正法律案(Ⅱ)(略)

〔活版印刷。A5版大、六三頁。戸籍法改正案(全一八六条)。大正三年二月印刷。福島正夫教授によると、大正三年二月第

三、帝國議會提案案と同じである(同編・前出〔資料四四〕)。
〔穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業〕七八頁。〕

五一 寄留二関スル法律案(略)

〔活版印刷。A5版大、二頁。〔寄留二関スル法律〕案(全四條)。大正二年九月印刷。表紙に「議民甲七号」〔總會議案〕の押印〔甲七〕は書込み)、および「秘」の押印がある。〕

《補遺(1)》採録資料一覧

* 〔一〕内は、筑波大学附属図書館における請求記号(現時点のもの。電算化に伴い変更される可能性がある)の概ね、本館中二階に配架。「和」は、和装本書庫に別置されている。

* 「福島」は、福島正夫編『穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業』、「目録」は『穂積文庫目録』、「出納簿」は、東京教育大学附属図書館『図書出納簿 和漢書(和19)』の略(以上については、「まえおき」(一、

五号二九九頁、三〇〇頁)参照)、「国家学会」は、東京大学法学部近代立法過程研究会「近代立法過程研究会収集資料紹介(一)——上山満之進ならびに穂積陳重・重遠関係文書目録」国家学会雑誌九一卷七・八合併号(昭和五三年七月)の略である。

第一部 旧民法関係

一 人事編関係

一 明治十年 民法草案(一五号三〇二頁)〔公八五〇―四〇九〕(租)

福島四三頁(甲1)、国家学会、〇三頁(26)、目録八七頁、出納簿二八二頁。

二 立法資料 民法草案(一五号三〇二頁)〔公八五〇―三九四〕(租)

福島四三頁(甲2)、国家学会、〇三頁(4)、目録七二頁、出納簿二六六頁。

三 司法省民法編纂局 民法草案(一五号三一九頁)〔公八五〇―三九四〕(租)

福島四三頁(甲3)、国家学会、〇三頁(3)、目録七二頁、出納簿二六六頁。

四 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(一五号三二五頁)〔公二二〇―二二二〕(租)

福島四三頁(甲4)、四四頁(丙5)〔同四六頁(9・15)は不採録〕、国家学会一〇三頁(24)、目録七一頁、出納簿二六六頁。

福島四四頁(丙三)、四五頁(4・5)、四六頁(12)、国家学会一〇三頁(2)、目録七一頁、出納簿二六六頁。

五 民法草案人事編比照(二六号三〇一頁)〔八五〇一三六七〕(和)

三 立法資料 司法省民法編纂局 民法解(二六号三〇一頁)〔八五〇一三六七〕(和)

福島四七頁(戊2)、国家学会一〇三頁(33)、目録六五頁、出納簿二六六頁。

国家学会一〇三頁(15)、目録七一頁、出納簿二六六頁。

六 民法草案人事編(二六号三八頁)〔八五〇一三七二〕
福島一〇五頁(1)、国家学会一〇三頁(50)、目録六一頁、出納簿二五七頁。

二 立法資料 民法草案(二七号三三七頁)〔八五〇一三七二〕(和)
福島四四頁(丙二)、四五頁(7)、国家学会一〇三頁(23)、目録七一頁、出納簿二六六頁。

七 民法草案人事編理由書(上・下)(二六号三八頁)〔八五〇一三七二〕
福島一〇五頁(3a・3b)、国家学会一〇三頁(52・53)、目録六一頁、出納簿二五七頁。

三 立法資料 民法諺解(二七号二六七頁)〔八五〇一三七二〕(和)
福島四四頁(丙六)、四五頁(8)、国家学会一〇三頁(16)、目録七一頁、出納簿二六六頁。

八 民法人事編(二六号三八頁)〔八五〇一三七四〕
福島一〇五頁(5)、国家学会一〇三頁(51)、目録六一頁、出納簿二五七頁。

四 立法資料 民法訳漢文稿(二八号四二七頁)〔八五〇一三二〇三〕(和)
福島四四頁(丙三)、四五頁(3)〔同四六頁(14・16・18)は不採録〕、国家学会一〇三頁(25)、目録七一頁、出納簿二六六頁。

九 明治十年 民法草案(Ⅱ)(二六号三二九頁)〔前出〕参照

五 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(Ⅱ)(二八号四二八頁)〔前出参照〕

一〇 立法史資料 民法編纂局書類(二六号三二九頁)〔八五〇一三二〇三〕(和)

一〇 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(Ⅱ)(二八号四二八頁)〔前出参照〕

二 財産編關係

一〇 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(Ⅱ)(二八号四二八頁)〔前出参照〕

一〇 立法史資料 民法編纂局書類(二六号三二九頁)〔八五〇一三二〇三〕(和)

一〇 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(Ⅱ)(二八号四二八頁)〔前出参照〕

福島四四頁(丙五)、四五頁(一)、国家学会二〇三頁(24)、目錄七一頁、出納簿二六六頁。

六 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(Ⅲ)(一八号四三二頁)(前出参照)

福島四四頁(丙五)、四五頁(6)、国家学会二〇三頁(24)、目錄七一頁、出納簿二六六頁。

七 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(Ⅳ)(一八号四三八頁)(前出参照)

福島四四頁(丙五)、四五頁(2)、国家学会二〇三頁(24)、目錄七一頁、出納簿二六六頁。

八 國ノ民法上損害賠償義務ニ関スル意見(一八号四四五頁)[「ム四五〇―五三〇」]

福島四九頁(第四部3)、国家学会二〇三頁(14)、目錄五七頁、出納簿二五四頁。

九 國家ノ責任ニ関スル意見(一八号四四六頁)[「ム〇〇〇―三六八」]

福島四八頁(第四部1)、国家学会二〇三頁(13)、目錄五七頁、出納簿二五四頁。

〇 國家ノ責任ニ関スル意見(Ⅱ)(一八号四四六頁)[「ム〇〇―三六八」]

福島四九頁(第四部2)、国家学会二〇三頁(12)、目錄五七頁、出納簿二五四頁。

三 民法草案財産編(一九号三九七頁、二〇号二九二頁)[「ム八五〇―三三三」]

福島一〇五頁(7)、国家学会二〇四頁(55)、目錄六一頁、出納簿二五七頁。

三 財産取得編關係
民法草案財産取得編(二二号二〇三頁)[「ム八五〇―二九二」]

福島一〇五頁(8)、国家学会二〇四頁(56)、目錄五五頁、出納簿二五三頁。

民法草案獲得編第二部(二二号三三七頁)[「ム八五〇―三四三」]

福島一〇五頁(2)、国家学会二〇四頁(58)、目錄七五頁、出納簿二七〇頁。

四 民法草案獲得編第二部理由書(二二号三三七頁)[「ム八五〇―三四三」]

福島一〇五頁(4)、国家学会二〇四頁(59)、目錄七五頁、出納簿二七〇頁。

五 民法財産取得編(続)(二二号三三七頁)[「ム八五〇―三三三」]

福島一〇五頁(6)、国家学会二〇四頁(57)、目錄五五頁、出納簿二五三頁。

四 債権担保編關係

民法草案債権担保編（二三号三三七頁、二三号三三七頁）

〔八八五〇—二九二〕

福島一〇五頁（9）、国家学会一〇四頁（54）、目錄

五五頁、出納簿二六六頁。

五 その他

民法資料 民法訳漢文稿（II）（二三号三四三頁）〔前出

〔四参照〕

福島四四頁（丙二）、四六頁（17）、国家学会一〇三

頁（25）、目錄七二頁、出納簿二六六頁。

民法資料 民法編纂局書類（II）（二三号三四四頁）〔前

出〕〔参照〕

福島四四頁（丙四）、四七頁（19）、国家学会一〇二

頁（2）、目錄七二頁、出納簿二六六頁。

民法資料 明治十三年 民法編纂局書類（V）（二三号

三四四頁）〔前出四参照〕

福島四四頁（丙五）、四六頁（10）、国家学会一〇三

頁（24）、目錄七二頁、出納簿二六六頁。

民法資料 民法訳漢文稿（III）（二三号三四四頁）〔前出

〔四参照〕

福島四四頁（丙二）、四六頁（11）、国家学会一〇三

頁（25）、目錄七二頁、出納簿二六六頁。

三 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類（VI）（二三号

三四六頁）〔前出四参照〕

福島四四頁（丙五）、四六頁（13）、国家学会一〇三

頁（24）、目錄七二頁、出納簿二六六頁。

法典實施延期意見（二三号三四九頁）〔八八五〇—二〇〇

九〕（和）

福島五〇頁（6、8）、五一頁（9、11、13）、国家

学会一〇八頁（5、12）、目錄五五頁、出納簿二五二

頁。

第三部 旧法（明治民法）關係

總則・物権・債権編關係

民法草案（三四号四二二頁）〔八八五〇—二七三〕

福島一〇三頁（整理會議案）、国家学会一〇四頁（62）、

目錄五三頁、出納簿二四九頁。

民法草案理由書（三五号三三三頁、二六号一五二頁）〔八

八五〇—二七四〕

福島一〇四頁（19）、国家学会一〇四頁（63）、目錄

五三頁、出納簿二四九頁。

民法修正案理由書（二六号一六七頁）〔八八五〇—二七

五〕

福島一〇四頁（20）、国家学会一〇四頁（64）、目錄

五三頁、出納簿二四九頁。

二 親族・相続編關係

民法原案（親族篇・相続篇）（二六号一六七頁）「ム八五〇―二四〇」

福島一〇二頁（甲号議案）、国家学会一〇四頁（60）、

日録二一頁、出納簿二一六頁。

民法中修正案参考書（二六号一七四頁）「ム四五〇―四〇五」

福島一〇四頁（21）、国家学会一〇四頁（61）、日録

三三頁、出納簿二二八頁。

三 その他

明治二十六年法典調査会設置以降沿革書類（本号）「ム

二一〇―二〇八」（和）

福島一〇二頁（1）、国家学会一〇四頁（70）、日録

五三頁、出納簿二五〇頁。

民法中改正法律案（本号）「ム八五〇―二九〇」

国家学会一〇四頁（69）、日録五五頁、出納簿二五

二頁。

民法及戸籍法ニ関スル修正意見（本号）「ム八五〇―四

〇二」（和）

国家学会一〇四頁（68）、日録七三頁、出納簿二六

八頁。

民法中改正意見要旨類集（本号）「ム八五〇―三五六」

民法成立史一斑（二三・完）（阿部）

福島八五頁（2）、国家学会一〇三頁（49）、日録六

九頁、出納簿二六四頁。

四 臨時法制審議會諮問第一号主査委員會日誌（本号）「ム

八五〇―三四四」

福島八二頁（二）、国家学会一〇三頁（34、48）、日

録六四頁、六五頁、出納簿二五九頁、二六二頁。

第三部 その他

一 不動産登記法關係

四 不動産登記法（本号）「ム四五〇―五一八」

福島五四頁（甲1）、国家学会一〇七頁（27）、日録

七九頁、出納簿二七五頁。

四 不動産登記法案（本号）「ム八五〇―三八二」

福島五四頁（乙1）、日録七八頁、出納簿二七四頁。

四 不動産登記法案参考書（本号）「ム八五〇―三八五」

福島五四頁（乙2）、国家学会一〇七頁（29）、日録

七八頁、出納簿二七四頁。

四 不動産登記法案（II）（本号）「ム八五〇―三八四」

福島五四頁（乙4）、国家学会一〇七頁（28）、日録

七八頁、出納簿二七四頁。

四 不動産登記法中改正法律案参考書（本号）「ム八五〇―

四一四」

日録七九頁、出納簿二七五頁。

二 戸籍法関係

四 戸籍法改正法律案参考書（本号）「ム八五〇―三九二」

福島七七頁（甲1）、国家学会二〇七頁（24）、目録

六九頁、出納簿二六四頁。

四 戸籍法改正法律案（本号）「ム八五〇―四一〇」

福島七八頁（2）、国家学会一〇七頁（23）、目録八

七頁、出納簿二八二頁。

五 戸籍法改正法律案（II）（本号）「ム八五〇―三六三」

福島七八頁（丙1）、国家学会一〇七頁（22）、目録

六〇頁、出納簿二五六頁。

五 寄留二関スル法律案（本号）「ム八五〇―三三八」

福島七八頁（4）、国家学会一〇八頁（39）、目録六

六頁、出納簿二六一頁。

《補遺(2)》その他の主要資料

* 採録の対象にしなかった主要な資料名を掲げる。選

択の基準については自信がないが、アクセスの便宜を

考慮して、いくぶん多めに取り上げたつもりである。

ただし、民法関係以外は最小限にとどめた。また、単

行本・定期刊行物の類いは原則として除外した。

* 文献略語等の表記は、《補遺(1)》と同じである。

* すべてにつきいちおう所在を確かめたが、配架され

るべき場所に見あたらないもの、および受け入れの有
無不明のものが若干あり、これには未確認と付記した。
また、所在不明のためか、廃棄処分になったものもあ
り（「出納簿」による）、これは末尾に一括した。

一 旧民法関係

一 住所篇 卷一、卷二、卷三「ム二二〇―二二九」（和）

福島四三頁（乙1）、四四頁（2・3）、国家学会二

〇二頁（9〜11）、目録六〇頁、出納簿二五六頁。

〔太古以来の住所に関する調査資料。元老院用箋使用、

手書きの文書。〕

後見篇「ム二二〇―二二二」（和）

福島四四頁（4）、国家学会二〇二頁（5）、目録六

〇頁、出納簿二五六頁。

〔近世以降の後見に関する調査資料。元老院用箋使用、

手書きの文書。〕

貸借篇 卷一、卷二、近世二「ム二二〇―二二二〇」（和）

福島四四頁（5〜7）、国家学会二〇二頁（6〜8）、

目録六〇頁、出納簿二五六頁。

〔太古以来の貸借に関する調査資料。元老院用箋使用、

手書きの文書。〕

四 制法類聚 卷之一「ム二二〇―二二六」（和）

福島四七頁(戊3)、目録五三頁、出納簿二五〇頁。

〔婚姻に関する古法の調査資料。手書きの文書。作成時期等不明。〕

五 年齢「ヤ六一〇―一五二四」(和)

目録八一頁、出納簿二七一頁。

〔年齢・禁婚・妻妾など、婚姻に関する古法の調査資料。手書きの文書。作成時期等不明。〕

六 法例彙纂 民法之部 第一篇、第二篇(明治八年 博聞本社)「ム八五〇―一五三三」

目録四七頁、出納簿二四三頁。

〔明治元年から同七年までの布告・達等。第一篇は人事、第二篇は財産。〕

七 民事告達彙輯(村上誠太郎編。明治一八年五月)「ム八五〇―一二四七」

目録三三頁、出納簿二二八頁。

〔明治維新から明治一八年までの民事関係の告・達・訓示など。手書きの用箋を製本。〕

二 旧法(明治民法) 関係

八 民法第二条修正案反対私見(山田三良)「不明」

目録八八頁、出納簿二八三頁。〔未確認〕

九 民法商法中取引所ニ関スル規定調査書「と八〇〇―一三三七」
福島五三頁(丁1)、目録六一頁、出納簿二五七頁。

〔高根義人による調査報告。緒言は明治一八年四月付。〕

二〇 局典類纂 卷之二「ム二二〇―一二二六」(和)

福島一〇六頁(戊1)、国家学会一〇三頁(28)、目録七一頁、出納簿二六五頁。

〔明治一六年の親族・相続関係の指令・回答など。法典調査会用箋使用、手書きの文書。〕

二 民事 卷之二 人事之部「ム四五〇―一五三四」(和)

福島一〇六頁(戊2)、国家学会一〇三頁(17)、目録七二頁、出納簿二六七頁。

〔明治一九年の親族・相続関係の指令・回答など。法典調査会用箋使用、手書きの文書。〕

三 民事 四卷 相続「ム四五〇―一五三四」(和)

福島一〇六頁(戊3)、国家学会一〇三頁(18)、目録七二頁、出納簿二六七頁。

〔明治二〇年の相続関係の指令・回答など。法典調査会用箋使用、手書きの文書。〕

三 民法 第六卷、第七卷、第八卷「ム八五〇―一三四六」(和)

福島一〇六頁(戊4、5、6)、国家学会一〇三頁(20、22)、目録七一頁、出納簿二六五頁。

〔明治二一年の親族・相続関係の指令・回答など。法典調査会用箋使用、手書きの文書。〕

四 家督相続旧法「ム二二〇―一二二六」(和)

福島一〇六頁(己1)、国家学会二〇三頁(31)、日録八一頁、出納簿二七七頁。

〔大宰令戸令以降、明治初年までの家督相続に関する調査資料。手書きの文書。〕

五 廃戸主二関スル旧慣及裁判例調査「ム八五〇―七九」

福島八五頁(4)、国家学会二〇三頁(29)、日録五四頁、出納簿二五二頁。

〔諸問第一号参考書。明治一八年から三二年までの指令・判決例。謄写版刷。〕

六 民法修正案(明治二九年三月 八尾書店)「ム八五〇―三六二」

日録三四頁、出納簿二一九頁。

七 修正(刑法・法例・民法・商法)四法典草案(明治三一年二月 博文館)「ム八五〇―四二三」

出納簿(和20)一二頁。

八 民法(親族編・相続編)の帝国議会提出案を取録。〔親族編・相続編の帝国議会提出案を取録。〕

年六月 東京専門学校出版部「ム四五〇―七七二」

福島一〇四頁(1)、日録一七頁、出納簿二〇〇頁。

〔民法中修正案参考書(親族編・相続編の理由書)・不動産登記法案参考書・民法施行法案を取録。〕

九 鳥根県鳥取県小作慣例調査書(明治三五年七月 松江稅務調査会)「七二二〇―三六〇」

日録六三頁、出納簿二五八頁。

〇 本邦永小作慣行(大正四年一〇月 帝国農会)「ム四五〇―一五五」

国家学会二〇八頁(8)、日録五四頁、出納簿二五二頁。

一 〔民法施行後の永小作慣行調査報告。〕

二 小作組合ニ関スル調査(大正五年一〇月 帝国農会)「七二四〇―七七」

日録八七頁、出納簿二八二頁。

三 旧鹿兒島藩ノ門制制度(小作参考資料)(大正一二年一月 農商務省農務局)「七二四〇―六八四」

日録八三頁、出納簿二七九頁。

四 〔小野武夫調査。帝国農会発行。〕

五 旧佐賀藩ノ農民主地制度(小作参考資料)(大正一二年七月 農商務省農務局)「ム二四一―二五八」

日録六六頁、出納簿二六一頁。

六 〔小野武夫調査。帝国農会発行。〕

七 小作慣行ニ関スル調査資料(大正一三年三月 農商務省農務局)「七二九〇―三七七」

国家学会二〇八頁(51)、日録五九頁、出納簿二

五五頁。

〔大正元年および明治一八年分。〕

居留地所在外国人借地権ニ関スル取調概要(内務省調査)

〔ム四五〇—五三六〕

目録六九頁、出納簿二六四頁。

六 相統法參考資料(司法省調査課)〔ム二二〇—二三〇〕

目録八七頁、出納簿二八二頁。

〔鶴澤總明編。上代・王朝盛時・武家時代の相統關係資料。〕

三 戸籍法關係

七 戸籍法改正・寄留法制定理由(大正三年 法律新聞社)

〔ム四五〇—一七八〕

福島七八頁(丁一)、目録四九頁、出納簿二四六頁。

〔大正三年の改正戸籍法および寄留法の条文、戸籍法改正に関する衆議院第一読会・第二読会の議事録を取録。〕

録。〕

四 外国法關係(旧植民地關係を含む)

六 各国の自作農創定に関する施設(帝國農會)〔ヒ二四〇—

五八三〕

目録二二頁、出納簿二一六頁。〔未確認〕

元 各国支払猶予令(昭和三年一月 東京商工会議所)〔ム

八九〇—一一七〕

目録八三頁、出納簿二七九頁。

〇 仏蘭西法律書 民法一〇十六〔ム八九〇—二六六〕(和)

目録七三頁、出納簿二六八頁。

〔箕作麟祥訳。明治辛未仲春(明治四年)、大学南校刊行の和綴本。〕

三 仏蘭西法律書 上卷〔ム八九〇—七六六〕

目録一七頁、出納簿二一〇頁。

〔箕作麟祥訳の憲法・民法を取録。〕

三 仏蘭西民法 一〇四(明治一六年七月 知新社)〔ム八

九〇—一八七〕

目録四八頁、出納簿二四五頁。

〔加太邦憲・中村健三訳。〕

三 仏国不可差押家産設定法及施行規則、端西民法ノ家制〔ム

八九〇—一八一〕

福島八六頁(8)、目録八七頁、出納簿二八二頁。

〔一九〇九年七月二二日の法律および同施行規則の訳と、穂積重遠「スイス民法ノ家制」との合本。〕

四 仏国民法等親並相統法図解(明治九年 法制局)〔ム四

五〇—五五九〕

目録八〇頁、出納簿二七五頁。

〔テオヒール、グレゴアール編纂・パラランテー、エー、シユクセツション、ダツプレール、コード、ナポレオ

ンの抄訳。]

五 佛朗西遺物相統史 (明治二十三年六月 元老院) [ム二三〇―五三]

目録一二頁、出納簿二〇五頁。

〔ギユスタープ、ポアソナード・イストアール、ド、ラ、レゼルブ、エレヂテール、エ、ド、ソン、アンフリユアンス、モラール、エ、テコノミックの抄訳。ヂュブスケ訳、秋月種樹・齋藤利行校閲。〕

英 独逸帝国民法草案 [ム八九〇―二三〇]

福島一〇五頁 (9乙)、国家学会一〇三頁 (32)、目錄七五頁、出納簿二七〇頁。

〔総則 (一条) 二四三条) の翻訳。出典等は不明。法典調査会用箋使用、手書きの文書。〕

七 独逸ノ永小作制度 (大正五年二月 帝國農会) [ヒ二二〇―三三七]

国家学会一〇八頁 (9)、目錄六一頁、出納簿二五七頁。

八 独逸国後見制度 前編、後編 (司法資料六四号、六五号)

(大正四年三月 司法省調査課) [ム一四〇―一四四]

九 英国等親並不動産相統法図解 (明治九年一月 法制局)

目錄八七頁、六五頁、出納簿二八三頁、二六〇頁。 [ム四五〇―五六〇]

目錄八〇頁、出納簿二七五頁。

〔ブラックストーン・英国法律註解 (コンメンタリー スオンゼイングリシ) の抄訳〕

四〇 英国ノ公証制度ニ関スル調査 [ム四五〇―五三二]

目錄二〇頁、出納簿二一四頁。

四一 名譽毀損ニ関スル英国法律 [ム八九〇―一八二]

目錄八八頁、出納簿二八三頁。

四二 〔一九〇七年英国法律百科の抄訳。〕

四三 相統権ニ関スル諾威国法規 [ム八九〇―一四二]

福島八六頁 (9)、目錄六五頁、出納簿二六一頁。

〔一八五四年七月三十一日の遺産相統法等の訳。謄写版刷。〕

四四 伊太利の小作組合 (大正六年六月 帝國農会) [ヒ二四〇―五五八]

目錄一三頁、出納簿二〇六頁。

四五 瑞西民法 (明治四四年一〇月 法学新報社) [ム八九〇―六七]

目錄一一頁、出納簿二〇三頁。

四六 〔一九〇七年民法の全訳。辰巳重範訳。〕

四七 白耳義国現行戸籍法 (明治二十二年六月 内務省総務局戸籍課) [ム八九〇―一八〇]

目錄八六頁、出納簿二八一頁。

四 露西亜民法（昭和四年六月 巖松堂）「ム八九〇―六六」

目録一〇頁、出納簿二〇三頁。

〔廣岡光治訳〕

四 新田加州土地法（外務省）「ム八九〇―一四九」

目録七七頁、出納簿二七三頁。

〔一九三三年外國人土地所有法等の訳。付録として「加州在留日本人ノ現勢」〕

四 米國ノ家庭裁判所（司法資料四号）（大正二年二月

司法省調査課）「ム一四〇―一四」

目録五九頁、六三頁、出納簿三五五頁、二五八頁。

四 韓國不動産ニ関スル調査記録（光武一〇年八月 不動産

法調査会）「ム二二六―四四」

目録八七頁、出納簿二八三頁。

四 慣習調査報告書（朝鮮總督府）「ム四五〇―五〇七」

四五〇―五〇八」

目録五二頁、出納簿二四八頁。

〔明治四一年五月から四三年七月にかけての調査〕

五 民籍・居住・印鑑法令規集（大正五年二月 京城日

報社）「ム八五〇―三三〇」

目録一五頁、出納簿二〇八頁。

五 民籍例規集（大正六年七月 朝鮮總督府）「ム四五〇―

五三二」

目録六五頁、出納簿二六〇頁。

五 民籍例規（朝鮮總督府）「ム八五〇―一五四」

目録四八頁、出納簿二四四頁。

五 土地制度・地稅制度調査報告書（大正九年二月 朝鮮總

督府）「ム二六―一四」

目録一八頁、出納簿二二三頁。

五 不動産法調査報告要録（法典調査局）「ム四五〇―五一

一」

國家学会一〇七頁（25）、目録五三頁、出納簿二五

〇頁。

五 〔韓國の法制および慣習の調査報告〕

五 閔東州土地旧慣一斑（大正四年二月 南滿州鐵道株式會

社總務部事務局調査課）「ム四五〇―三四六」

目録二二頁、出納簿二二六頁。

五 滿蒙諸慣習概要・土地商租（滿鐵調査資料第一編）（大

正九年一〇月 南滿州鐵道株式會社總務部調査課）「イ

三〇〇―二八二」

五 目録八九頁、出納簿二八五頁。

五 閔東州土地制度論（大正二年二月 南滿州鐵道株式會

社社長室調査課）「イ三〇〇―二八二」

目録八七頁、出納簿二八三頁。

五 親屬繼承法要綱審議錄（康德九年八月 滿州國司法部）

〔ム四五〇―一七六〕

目録四九頁、出納簿三四六頁。

六 滿州家族制度慣習調査 第一卷（康德二年七月 滿州

有斐閣）〔ヤ〇〇〇―四〇四〕

目録四八頁、出納簿三四五頁。

六 支那農村慣行調査報告書 第二輯、第三輯（昭和十八年

一〇月、昭和十九年一月 東亜研究所）〔ヒ二九〇―

三三二〕

目録七六頁、八二頁、出納簿二七三頁、二七八頁。

〔第一輯（目録一〇七頁、出納簿（和20）一頁）は未
確認。〕

六 台湾私法 第一卷、第三卷（臨時台湾旧慣調査会）〔ム

四五〇―二〇三〕

目録一一頁、出納簿二〇三頁、二〇四頁。（未確認）

六 台湾旧慣制度調査一斑（明治三十四年一月 臨時台湾土地

調査局）〔ム二一六―三三五〕

目録七五頁、出納簿二七一頁。

六 臨時台湾旧慣調査会第一部調査 第二回報告書（上巻、

下巻、付録参考書）、第二回報告書（第一巻、第二巻、

付録参考書）（明治三十六年三月、明治四〇年三月 臨

時台湾旧慣調査会）〔ヤ六二〇―一六四〕

目録七五頁、出納簿二七一頁。

六 法律上ヨリ観タル支那ノ婚姻（明治四〇年九月 臨時台

湾旧慣調査会）〔ム四五〇―一五〇二〕

六 台湾親族相続令第二草案（大正元年八月 第一読会修正

）（大正二年三月 臨時台湾旧慣調査会）〔ム二二六―

四三三〕

六 目録八七頁、出納簿二八三頁。

六 台湾ニ於ケル親族及相続ニ関スル現行慣習ノ大要〔ム二

一六一―四二〕

六 目録八四頁、出納簿二八〇頁。

六 民法対照台湾人事公業慣習研究（昭和六年七月 台湾月

報発行所）〔ム四五〇―一四一四〕

六 目録四六頁、出納簿二四三頁。

六 親族関係報告書 第一巻〔ム一九〇―一五五〕（和）

六 国家学会一〇四頁（67）、目録六六頁、出納簿二六

一頁。

六 〔中国の婚姻に關する調査資料。臨時台湾旧慣調査会

用箋使用、手書きの文書〕

六 大理院關於民事習慣之判例及解釈集（司法資料三号）（康

德二年八月 司法部総務司調査課）〔ム八九〇―一二

二二〕

六 目録六六頁、出納簿二六一頁。

三 中華民國臨時政府民法親族相統編修正案〔司法資料二七

○号〕（昭和六年六月 司法省調査部）〔ム一四〇―

一四〕

目録九二頁、出納簿二八七頁。

五 その他

皇室遺言令〔ム八五〇―二九四〕

目録五五頁、出納簿二五三頁。

〔遺命および皇室の遺言に関する特例、全三二条の条文とその起草理由〕

五 身体生命ノ損害ニ対スル賠償ノ問題〔ム八〇〇―二二二〕

目録六五頁、出納簿二六〇頁。

〔船舶による人身事故に関するいくつかの設問。青燒きコピー〕

六 身体生命ノ損害賠償ニ関スル問題ノ回答按〔ム四五〇―

五〇九〕

目録五三頁、出納簿二五〇頁。

〔右の設問に対する回答案〕

左 末期急養子願取扱留〔ム二一四―二五二〕（和）

目録五四頁、出納簿二五一頁。

〔文化一〇年一月付。何いと回答。手書きの古文書〕

右 相統法原理講義〔ム四五〇―一五二八〕（和）

國家学会一〇二頁（一）、目録七五頁、出納簿二七

〇頁。

〔穂積陳重のノート。「はしがき」（一五号三〇〇頁）

参照〕

七 穂積先生千葉県出張學術御取調の御模様覚書〔ム二二

〇―一九六〕（和）

目録七五頁、出納簿二七二頁。

〔明治三二年九月、五人組・長子相統などに関する聞き取り調査の記録。手書きの文書〕

〔付 廃棄処分された資料〕

夫 民法修正案理由書〔目録二二頁、出納簿二〇五頁〕

五 公益法人調査一斑〔目録八八頁、出納簿二八四頁〕

六 我國家族制度の再検討〔目録九二頁、出納簿二八七頁〕

八 本邦沿革婚姻法〔福島一〇六頁（七）②、國家学会一〇

四頁（66）、目録八七頁、出納簿二八三頁〕

八 養子法〔福島四七頁（戊一）、目録五六頁、出納簿二五

三頁〕

八 養子制度ニ関スル調査〔福島八五頁（三）、目録六五頁、

出納簿二六〇頁〕

八 家産制度〔目録五五頁、出納簿二五三頁〕

八 不動産登記法中改正法律案〔國家学会一〇七頁（26）、

出納簿（和20）二二頁〕

- 六 家事審判所二閱スル會議速記録〔福島八三頁（2・5）、
目録八一頁、八七頁、出納簿二七六頁、二八三頁〕
- 七 家庭審判所三閱スル資料〔福島八六頁（11）、目録八七
頁、出納簿二八三頁〕
- 八 独逸帝国家産法〔目録五九頁、出納簿二五五頁〕